

石川県公報

令和4年10月21日

第13551号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示	公告
○一般競争入札の落札者等（デジタル推進課） 1	○特定調達契約に係る公募型プロポーザルの募集公告（医療対策課） 2
○令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（水産課） 1	○県営土地改良事業の工事完了公告（農業基盤課） 4
	○公共測量実施公告（監理課） 4
	○市街地再開発組合の解散認可公告（建築住宅課） 5

告示

石川県告示第404号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年10月21日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
統合ファイルサーバに係る機器等 一式 借上
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部デジタル推進課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和4年9月5日
- 落札者の名称及び所在地
NTT・TCリース株式会社北陸支店
金沢市本町2丁目15番1号
- 落札金額
100,669,800円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年7月26日

石川県告示第405号

令和4管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）（令和4年石川県告示第115号）の一部を令和4年10月11日に変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年10月21日

石川県知事 馳 浩

変 更 後	変 更 前																								
<p>第1 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 127.5トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>119.5トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>6.0トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 30.6トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>24.6トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>2.0トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	119.5トン	石川県漁船漁業	6.0トン	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	24.6トン	石川県漁船漁業	2.0トン	<p>第1 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 112.5トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>104.5トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>6.0トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 45.6トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>39.6トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>2.0トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	104.5トン	石川県漁船漁業	6.0トン	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	39.6トン	石川県漁船漁業	2.0トン
知事管理区分	配分数量																								
石川県定置網漁業	119.5トン																								
石川県漁船漁業	6.0トン																								
知事管理区分	配分数量																								
石川県定置網漁業	24.6トン																								
石川県漁船漁業	2.0トン																								
知事管理区分	配分数量																								
石川県定置網漁業	104.5トン																								
石川県漁船漁業	6.0トン																								
知事管理区分	配分数量																								
石川県定置網漁業	39.6トン																								
石川県漁船漁業	2.0トン																								

公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザルの募集公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る公募型プロポーザルの募集を実施する。

令和4年10月21日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

石川県立中央病院医療情報総合システム 一式

(2) 調達件名の特質等

石川県立中央病院医療情報総合システム調達に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び石川県立中央病院医療情報総合システム調達仕様書による。

(3) 納入期限

令和6年3月31日

(4) 納入場所

石川県立中央病院 金沢市鞍月東2丁目1番地 地内

2 プロポーザルに参加する者に必要な要件に関する事項

次に掲げる要件の全てに該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日において、令和4年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和4年石川県告示第123号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(4) 参加申込書の提出期限の翌日からプロポーザルに係るプレゼンテーションの実施日までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 平成29年4月1日以降に、国内における一般病床が400床以上の病院の電子カルテシステムを基幹とする同規模の医療情報総合システム更新業務（又は同種、類似の業務）を受託し、かつ、履行した（令和4年3月31日までに完了した）実績を50件以上有する者であること。
- 3 プロポーザルの手続きに関する事項
- (1) 実施要領等の配布
- ア 配布する期間
令和4年10月21日（金）から同年11月4日（金）まで
 - イ 配布する方法
以下の石川県立中央病院ホームページよりダウンロードすること。
<https://kenchu.ipch.jp/news/588.html>
- (2) 質問の受付及び回答
- プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。
- ア 受付期間及び方法
令和4年10月21日（金）から同年11月4日（金）午後5時までに石川県立中央病院管理局用度課情報管理係（sysprop@ipch.jp）に電子メールにより提出すること。
 - イ 回答方法
以下の石川県立中央病院ホームページに随時掲載する。
なお、掲載期間は、質問を受け付けた日のおおむね1週間後から提案書提出期限までとする。
<https://kenchu.ipch.jp/news/588.html>
- 4 参加の申込みに関する事項
- (1) 参加申込書の提出
- プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。
- (2) 提出期限
- 令和4年11月11日（金）午後5時
- (3) 提出方法
- 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）により提出すること。
- (4) 提出場所
- 〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地
石川県立中央病院管理局用度課情報管理係
- 5 提案書の提出に関する事項
- (1) 提案書の提出
- プロポーザルに参加する者は、実施要領に定める提案書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。
- (2) 提出期限
- 令和4年11月30日（水）午後5時
- (3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地
石川県立中央病院管理局用度課情報管理係

6 プロポーザルの採否に関する事項

プロポーザルの採否については、石川県立中央病院医療情報総合システムプロポーザル審査委員会において、参加申込書、提案書及び提案書に係るプレゼンテーションの内容を審査し、最も優れた提案をした者を契約予定者として選定する。

7 契約手続に関する事項

契約に当たっては、選定された契約予定者と契約交渉を行うものとし、提案された内容のみに限定せず協議した上で、契約書に仕様及び金額等の内容を定め、契約を締結するものとする。

8 その他

- (1) プロポーザル及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、プロポーザルに参加することができない。
- (3) 詳細は、実施要領による。

9 問い合わせ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地
石川県立中央病院管理局用度課情報管理係
電話番号 076-238-7855
電子メール sysprop@ipch.jp

10 Summary

(1) Contract subject matter

Update of the "Ishikawa Prefectural Central Hospital Medical Information Integrated System"

(2) Fulfilment end date

March 31th, 2024

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Deadline for proposal application submissions

5:00 p.m., November 30th, 2022 (proposal to be submitted in person or by mail and received by 5:00 p.m., November 30th, 2022)

(5) Contact

Administration Bureau
Ishikawa Prefectural Central Hospital,
2-1 Kuratsukihigashi, Kanazawa-shi, Ishikawa-Ken
920-8530 Japan
TEL 076-238-7855
Mail sysprop@ipch.jp

 県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和4年10月21日

石川県知事 馳 浩

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営震災対策農業施設整備事業	間野堤	令和3年3月15日

 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次の

とおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月21日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和4年10月20日から 同年12月9日まで	加賀市直下町

市街地再開発組合の解散認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、市街地再開発組合の解散を次のとおり認可した。

令和4年10月21日

石川県知事 馳 浩

- 1 組合の名称
金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合
- 2 解散認可の年月日
令和4年10月11日

